

要配慮者対策推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害に対し自分の身体・生命を守るための対応力が不十分な避難行動要支援者の安否確認等に利用する避難行動要支援者名簿の作成、その他要配慮者に係る避難支援等の推進を図るため、要配慮者対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 避難行動要支援者名簿の作成について
- (2) その他要配慮者の避難支援等の推進について

(組織)

第3条 推進委員会は、別表に掲げる局、部等及び課の局長、所長、部長、室長、危機管理監並びに課長（以下「局長等」という。）をもって組織する。

- 2 推進委員会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、健康福祉局長、副会長は、市長公室長をもって充てる。
- 4 会長は、推進委員会を総括し、これを代表する。

(会議の開催等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、推進委員会を開催し、議長となる。

(作業部会等の設置)

第5条 推進委員会は、第2条に規定する事務を遂行するにあたり、作業部会又は関係する所管課にて組織するコアメンバー会議（以下「コアメンバー会議」という。）を設置するものとする。ただし、コアメンバー会議の設置については、会長が必要と認める場合に限り、会長が設置をすることができる。

- 2 作業部会の構成等については、推進委員会で決定する。

(他部局等との調整、協力等)

第6条 推進委員会は、必要がある場合は、他部局等との調整、協力等を図るものとする。

- 2 推進委員会は、必要があると認めるときは、他部局等職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(関係団体等との協力等)

第7条 推進委員会は、船橋市民生児童委員協議会、船橋市社会福祉協議会、船橋市自治会連合協議会等（以下「関係団体等」という。）に協力を要請し、要配慮者の避難支援等の推進に努める。

- 2 推進委員会は、必要があると認めるときは、関係団体等関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、健康福祉局福祉サービス部地域福祉課において処理する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

「別表」

局	部 等	課
健康福祉局	福祉サービス部	地域福祉課
		障害福祉課
		指導監査課
	高齢者福祉部	高齢者福祉課
		地域包括ケア推進課
		介護保険課
	健康部	健康政策課
		地域保健課
	保健所	保健総務課
		健康危機対策課
	地域子育て部	療育支援課
	市民生活部	自治振興課
消防局		警防課
	市長公室	危機管理課